

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和6年6月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	児童手当に関する事務			
②事務の概要	児童手当に関する法律及びこれらの法律に基づく規則に基づき、児童手当又は特例給付の支給を行う事務である。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 - 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）又は第二項の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 - 児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 - 児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当又は特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 - 児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 - 児童手当法第二十八条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務 - 児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）第一条の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 - 窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能での請求・届出の受理 - 郵送又はマイナポータルのお知らせ機能での請求・届出に対する応答に関する事務			
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能、署名検証機能			
2. 特定個人情報ファイル名				
児童手当情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第56項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第44条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	（特定個人情報の照会の根拠） 番号法第19条第8号 別表第2（第74・75項） 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条 （特定個人情報の提供の根拠） 番号法第19条第8号 別表第2（第26・30・87項） 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19・44条			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	こども健康部 子育て支援課			
②所属長の役職名	副理事兼課長			
6. 他の評価実施機関				
-				

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八戸市 こども健康部 子育て支援課 子育て給付グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5114

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ②所属長	池田 和彦	工藤 俊憲	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 総務部 総務情報管理室 情報公開グループ 0178-43-2111	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 福祉部 子育て支援課 子育て給付グループ 0178-43-2111	八戸市 福祉部 子育て支援課 子育て給付グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5113	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月18日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月18日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月18日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の概要 1～6	「7. 窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能での請求・届出の受理」を追加 「8. 郵送又はマイナポータルのお知らせ機能での請求・届出に対する応答に関する事務」を追加	事前	
平成29年7月18日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務	③システムの名称	「サービス検索・電子申請機能」を追加 「署名検証機能」を追加	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ②所属長	工藤 俊憲	三浦 幸治	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	三浦 幸治	課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	IVリスク対策		新設	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	八戸市 福祉部 子育て支援課 子育て給付グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5113	八戸市 福祉部 子育て支援課 子育て給付グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5114	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 子育て支援課	こども健康部 子育て支援課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	八戸市 福祉部 子育て支援課 子育て給付グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5114	八戸市 こども健康部 子育て支援課 子育て給付グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5114	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない